

定額減税を補足する給付金

▶ 問合せ 健康福祉課福祉係 ☎ 25-3285

定額減税しきれない方へ行った給付金(当初調整給付額)に不足が生じていた方に、追加で給付を行います。
※不足がない方、本人合計所得が1,805万円を超える方は対象外です。

給付対象者

不足額給付①

令和7年1月1日に村に住所がある方で、所得や扶養状況などが変わり本来給付すべき額と当初調整給付額に差額が生じた方

支給額 不足額計算分と当初調整給付との差額

不足額給付②

令和7年1月1日に村に住所があり、以下3つの条件をすべて満たす方

1. 令和6年分所得税および令和6年個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円
2. 扶養親族でない
3. 令和5・6年度物価高騰対策給付金の世帯主および世帯員でない

支給額 4万円 ※令和6年1月1日時点で国外居住者は3万円

給付手続き

令和6年度調整給付金を受給した方

申請不要です。同じ口座に振り込みます。

初めて受給される方、不足額給付②に該当する方

順次案内を発送します。必要事項を記入し、令和7年10月31日までに返送してください。

※村に令和5年12月1日以降に転入された方は前住所地に所得、給付金受給状況等を照会する必要があるため、ご案内までにお時間をいただきます。

例1 前年より所得が減少し、所得税額が減少した

R5	推計所得税額	50,000円
	定額減税	60,000円
	当初調整給付	10,000円
R6	所得税額(実績)	10,000円
	定額減税	60,000円
	不足額計算分	50,000円

不足額給付①に該当、差額の4万円を給付

例2 前年より扶養者が増加し、定額減税額が増加した

R5	推計所得税額	50,000円
	定額減税(扶養1人)	60,000円
	当初調整給付	10,000円
R6	所得税額(実績)	50,000円
	定額減税(扶養2人)	90,000円
	不足額計算分	40,000円

不足額給付①に該当、差額の3万円を給付

例3 個人事業主が課税、事業専従者が非課税



個人事業主 課税

⇒非課税給付金の対象外

事業専従者 非課税

⇒扶養となれる所得だが、税法上、専従者を扶養できず扶養者加算の対象外

事業専従者が不足額給付②に該当、4万円を給付



給付金詐欺にご注意を！

「定額減税を補足する給付金」の"振り込み詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください。

- 役場職員がお電話で口座番号や個人番号をお尋ねすることはありません。
- 通帳やキャッシュカード、マイナンバーカードを預かることはありません。
- 給付金の支給にあたり、手数料を求めることは絶対にありません。
- 役場や厚生労働省が、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

昭和村役場や厚生労働省などのかたった不審な電話や郵便があった場合は、役場や沼田警察署(☎22-0110)、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

